

① 企画旅行契約

項 目	第 12 条の 4		第 12 条の 5	第 12 条の 7
	契規 3 条	契規 5 条	契規 9 条	契規 13 条
企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項	取引条件説明事項	取引条件説明書面記載事項	契約書面記載事項	広告表示事項
1 企画旅行を実施する旅行業者(以下「企画者という。’)の氏名又は名称	○	○	○	○
2 企画者の住所並びに登録番号	-	○	○	○
3 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨	○	○	○	○
4 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	-	○	○	-
5 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行う旨	-	○	○	-
6 旅行の目的地及び出発日その他の日	○	○	○	○
7 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項	○	○	○	○
8 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	○	-
9 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○	○
10 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの	○	○	○	-
11 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数	○	○	○	○
12 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	-	-
13 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○	-
14 責任及び免責に関する事項	○	○	○	-
15 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○	-
16 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格	○	○	○	-
17 旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報	○	○	○	○
18 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	○	○	○	-
19 法第 12 条の 4 に規定する取引条件の説明を行う旨(契規第 3 条第 1 号「取引条件説明事項」に規定する事項を表示して広告する場合を除く。)	-	-	-	○
20 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)	-	○	○	-
21 契約締結の年月日	-	-	○	-
22 旅程管理業務を行う者の同行の有無	-	(注 1) -	(注 1) -	○
23 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法	-	-	○	-
24 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無	(注 2) ○	(注 2) ○	(注 2) ○	-

(注 1) 表示(記載)することが望ましい事項

(注 2) 外国人旅行者を対象として実施するものに限られる。当初から同行を依頼されていない受注型企画旅行契約は不要。

② 手配旅行契約・渡航手続代行契約

項 目	第12条の4		第12条の5
	契規3条	契規5条	契規9条
企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項	取引条件説明事項	取引条件説明書面記載事項	契約書面記載事項
1 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称	○	○	○
2 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	—	○	○
3 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨	○	○	○
4 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	—	○	○
5 旅行業務の取扱いの料金に関する事項	○	○	○
6 旅行業務として、宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介し、又は取次ぎをする行為を取り扱う場合にあつては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅	○	○	—
7 旅行の目的地及び出発日その他の日程	○	○	○
8 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	○
9 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○
10 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの	○	○	○
11 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	—
12 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○
13 責任及び免責に関する事項	○	○	○
14 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○
15 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格	○	○	○
16 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報	○	○	○
17 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)	—	○	○
18 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行う旨	—	○	○
19 契約締結の年月日	—	—	○

③ 旅行相談契約

項 目	第12条の4	
	契規3条	契規5条
法第2条第1項第9号に掲げる行為に係る旅行業務(相談業務)について契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項	取引条件説明事項	取引条件説明書面記載事項
1 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○
2 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○